

令和3年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ その他 ）

No	2	府 省 庁 名	厚生労働省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望 項目名	基金拠出型医療法人における負担軽減措置の創設		
要望内容 (概要)	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 基金拠出型医療法人 （持分なし医療法人の1つで、法人の資金調達手段として定款中に基金に関する条項を持つ医療法人） ・ 特例措置の内容 持分なし医療法人への移行を促進するため、持分あり医療法人から基金拠出型医療法人へ移行する際に、当初出資金を超える部分に課税される「みなし配当課税」について、基金が払い戻しされるまでの間、納税猶予する等の措置を講ずる。		
関係条文	医療法施行規則第30条の37及び第30条の38		
減収 見込額	[初年度] ▲516 （ — ） [平年度] ▲516 （ — ） [改正増減収額] — （単位：百万円）		
要望理由	（1）政策目的 持分なし医療法人への移行を促進するため、持分あり医療法人から基金拠出型医療法人へ移行する際に、当初出資金を超える部分に課税される「みなし配当課税」について、基金が払い戻しされるまでの間、納税猶予する等の措置を講ずる。 （2）施策の必要性 平成18年改正医療法により、医療法人の非営利性の徹底と地域医療の安定性の確保のため、持分なし医療法人のみ認めることとなった。また、法改正前に設立されていた持分あり医療法人については、持分なし医療法人への移行を促進している。 持分なし医療法人の一類型である基金拠出型医療法人への移行において、納税猶予措置を講じることにより、持分なし医療法人への移行を進めるものである。		
本要望に 対応する 縮減案	—		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	(基本目標Ⅰ) 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること (施策大目標 1) 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること (施策目標 1) 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること
	政策の達成目標	医療の継続に支障をきたすことのないようにするとともに、円滑に持分なし医療法人へ移行できるように支援することにより、地域住民に対して良質かつ適切な医療を継続的・安定的に提供する。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	長期の制度期間
	同上の期間中の達成目標	医療の継続に支障をきたすことのないようにするとともに、円滑に持分なし医療法人へ移行できるように支援することにより、地域住民に対して良質かつ適切な医療を継続的・安定的に提供する。
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	22 件／年
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	本措置により、医療法人の経営上のリスクを回避させるとともに、持分なし医療法人への移行を促進することで医療法人の将来に向けた経営の安定化を図ることができる。これにより、地域住民に対しては継続的・安定的に医療を提供することができる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	円滑な医業承継を支援するとともに、持分あり医療法人から持分なし医療法人への移行を促進することで、地域住民に対して継続的・安定的に医療が提供されるようにするための措置であり、国民に広く効果が及ぶものである。
ページ		2 — 2

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	令和２年度税制改正要望 長期検討